

岩手県医療局管理規程第 14 号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和 62 年岩手県医療局管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、医療局企業職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 2 項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(安全衛生事務主任等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生事務主任は、本庁にあっては職員課の福利厚生担当の主査を、病院にあっては事務局次長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第 13 条 医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）別表第 2（1）に規定する局長が特に必要と認めるもの並びに職員の健康診断の結果に基づく精神病及び神経症以外の疾病に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 医療局企業職員就業規則別表第 2（2）に規定する局長が特に必要と認めるもの並びに職員の健康診断の結果に基づく精神病及び神経症に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員特別健康審査会（以下「特別審査会」という。）を置く。</p> <p>(環境衛生)</p> <p>第 26 条 所属長は、職員の勤務環境について、換気、採光、保温、清潔等の保持に努めるとともに、これらの改善を図るため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第 30 条 病院長は、局長の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、予防接種実施責任者と協議の上、日時、場所その他予防接種の実施に関し必要な事項を職員に周知させるとともに、予防接種実施者名簿（様式第 2 号）を予防接種実施責任者に提出しなければならない。ただし、当該予防</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>常勤の</u>医療局企業職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 2 項に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(安全衛生事務主任等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生事務主任は、本庁にあっては職員課の福利厚生担当の主査を、病院にあっては事務局次長（事務局次長を置かない病院にあっては、病院長があらかじめ指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第 13 条 医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）別表第 2（1）に規定する局長が特に必要と認めるもの並びに職員の精神疾患以外の傷病に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 医療局企業職員就業規則別表第 2（2）に規定する局長が特に必要と認めるもの並びに職員の精神疾患に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、職員特別健康審査会（以下「特別審査会」という。）を置く。</p> <p>(環境衛生)</p> <p>第 26 条 所属長は、職員の勤務環境について、換気、採光、保温、<u>清潔の保持等</u>に努めるとともに、これらの改善を図るため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>第 30 条 病院長は、局長の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、予防接種実施責任者と協議の上、日時、場所その他予防接種の実施に関し必要な事項を職員に周知させるとともに、予防接種実施者名簿（様式第 2 号）を予防接種実施責任者に提出しなければならない。</p>

接種が健康診断と同時に行われる場合は、予防接種実施者名簿の提出を省略することができる。

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第 31 条 予防接種実施責任者は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施結果報告書（様式第 3 号）（健康診断と同時に行われた場合にあつては、健康診断受診者名簿（様式第 4 号））に記載して病院長等に通知しなければならない。

2・3 [略]

(健康診断の実施)

第 36 条 [略]

2 病院長等は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知するとともに、健康診断受診者名簿を健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 [略]

(健康管理区分の判定等)

第 38 条 [略]

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる負傷又は疾病の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A1）の判定を受けたものとみなす。

(1) [略]

(2) 引き続き 14 日以上勤務を離れて療養を要する前号に掲げる疾病以外の負傷又は疾病

3 健康診断実施責任者は、要保護者については、要保護者管理票（様式第 7 号）を作成し、参考資料とともに、保管しなければならない。

4 [略]

(健康診断実施結果の報告)

第 39 条 病院長等は、健康診断が終了したときは、終了後 1 定期
月以内に、特殊健康診断実施報告書（様式第 8 号）に健康診断受診者名簿を添えて、その旨を局長に報告しなければならない。

2 [略]

3 病院長等（職員数 50 人未満の病院の長を除く。）は、省令第 44 条、第 45 条又は第 48 条に規定する健康診断を行ったときは、遅滞なく定期健康診断結果報告書（様式第 10 号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(療養の報告)

第 40 条 所属長は、勤務を離れて療養した職員があるときは、職員療養報告書（様式第 11 号）により翌月 10 日までに局長

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第 31 条 予防接種実施責任者は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施結果報告書（様式第 3 号）に記載して病院長等に通知しなければならない。

2・3 [略]

(健康診断の実施)

第 36 条 [略]

2 病院長等は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知するとともに、別に定める健康診断受診者名簿を健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 [略]

(健康管理区分の判定等)

第 38 条 [略]

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A1）の判定を受けたものとみなす。

(1) [略]

(2) 引き続き 14 日以上勤務を離れて療養を要する前号に掲げる病気以外の病気

3 [略]

(健康診断実施結果の報告)

第 39 条 病院長等は、健康診断が終了したときは、終了後 1 定期
月以内に、特殊健康診断実施報告書（様式第 8 号）により、
臨時
その旨を局長に報告しなければならない。

2 [略]

3 病院長等（職員数 50 人未満の病院の長を除く。）は、省令第 44 条、第 45 条又は第 48 条に規定する健康診断を行ったときは、遅滞なく別に定める定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(療養の報告)

第 40 条 所属長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、職員療養（継続）

に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満の者については、この限りでない。

2 [略]

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、要保護者管理票に所要事項を記録しておかなければならない。

(健康管理区分の変更)

第41条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理区分変更申請書(様式第13号。以下「変更申請書」という。)に医師の診断書(様式第14号)及び審査に必要な資料(以下「審査資料」という。)を添えて、病院長等を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(変更申請書を受理した場合の処理)

第42条 健康診断実施責任者は、変更申請書を受理したときは、判定基準に従い健康管理区分の判定を行い、その判定を健康管理区分判定通知書(様式第15号)により病院長等に通知しなければならない。この場合において、要保護者については、病院長等の採るべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2～4 [略]

(保護措置の通知)

第43条 [略]

2 病院長等は、前項の規定による職員に保護措置等通知書を交付したときは、速やかに保護措置等報告書(様式第17号)により、健康診断実施責任者に報告しなければならない。

3 [略]

(記録管理)

第44条 病院長等は、職員の健康診断の結果を健康診断個人票(様式第19号)に記録し、保管しなければならない。

2 病院長等は、職員がその所属を異にして異動したときは、健康診断個人票を当該異動先の所属長に送付しなければならない。この場合において、第23条第2項の規定により保護措置を受けている職員又は過去に保護措置を受けたことのある職員については、要保護者管理票その他の資料を添え

報告書(様式第11号)を局長に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満の者については、この限りでない。

2 [略]

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、所要事項を記録しておかなければならない。

(健康管理区分の変更)

第41条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理区分変更申請書(様式第13号。以下「変更申請書」という。)に医師の診断書(様式第14号又は様式第14号の2)及び審査に必要な資料(以下「審査資料」という。)を添えて、病院長等を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(変更申請書を受理した場合の処理)

第42条 健康診断実施責任者は、変更申請書を受理したときは、当該変更申請書を、判定基準に従い、職員について、健康管理区分の判定を行い、その判定を健康管理区分判定通知書(様式第15号)により病院長等に通知しなければならない。この場合において、要保護者については、病院長等の採るべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2～4 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第43条 [略]

2 病院長等は、前項の規定による職員に保護措置等通知書を交付したときは、速やかに保護措置等報告書(様式第17号)により、健康診断実施責任者に報告しなければならない。ただし、第32条に規定する健康診断の結果に基づき保護措置をする場合においては、保護措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 [略]

(記録管理)

第44条 病院長等は、職員の健康診断及び第38条第1項に規定する健康管理区分の判定の結果その他必要な事項について、局長の指示により記録し、又は管理しなければならない。

て、新たな所属の健康診断実施責任者に送付しなければならない。

ない。

(採用時の健康診断)

第 45 条 [略]

2～6 [略]

7 採用者については、前項の健康診断結果を健康診断個人表の採用時健康診断記録欄に記載しなければならない。

8 [略]

別表第 2 (第 38 条、第 41 条、第 42 条関係)

健康管理区分判定基準

管理区分	判定基準
[略]	
健康 (D 3)	[略]

様式第 2 号 (第 30 条関係)

[略]

予防接種実施管理者 様

[略]

備考 1 [略]

2 予防接種と健康診断を同時に実施するときは、健康診断受診者名簿の管理区分及び指示事項の欄の次にこの様式の実施結果欄を記載することにより、この名簿の作成を省略することができる。

様式第 3 号 (第 31 条関係)

[略]

備考 1 接種該当人数欄には、年齢満 60 歳未満の予防接種を行うべき人数から、当該予防接種を行う原因となった病気にかかったことがある者で、その旨を記載した証明書を所持しているものの人数を差し引いた人数を記載すること。

2 [略]

(採用時の健康診断)

第 45 条 [略]

2～6 [略]

7 [略]

別表第 2 (第 38 条、第 41 条、第 42 条関係)

健康管理区分判定基準

管理区分	判定基準
[略]	
保護措置不要 (D 3)	[略]

様式第 2 号 (第 30 条関係)

[略]

予防接種実施責任者 様

[略]

備考 [略]

様式第 3 号 (第 31 条関係)

[略]

備考 1 接種該当人数欄には、在職者数から、当該予防接種を行う原因となった病気にかかったことがある者で、その旨を記載した証明書を所持している者の数を差し引いた人数を記載すること。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

医療局長 様

所属

健康診断実施責任者 氏

名 ㊟

定期

特殊健康診断実施結果報告書

臨時

実施日 年 月 日～ 月 日

1 要保護者人員

項目 性別	実施 対象 人員	実施 人員	受 診 率	要 療 養 (A1)	要 療 養 (A2)	要 軽 業 (B1)	要 軽 業 (B2)	要 注 意 (C1)	要 注 意 (C2)	要 観 察 (D2)	計	要 保 護 者 割 合	摘 要
男													
女													
計													

2 検査項目別人員

項目 性別	身 長	体 重	視 力	聴 力	ツベ ルク リン 反 応	胸部エッ クス線		喀 痰		赤 沈	血 圧	尿	心 電 図	眼 底	血 液	肝 機 能	免 疫	腎 機 能	血 中 脂 質	血 糖	
						間 接	直 接	塗 抹	培 養												
						男	女	計													
男																					
女																					
計																					

項目 性別														摘 要							
	男	女	計																		
男																					
女																					
計																					

- 備考 1 表題の「定期」、「特殊」及び「臨時」のうち該当しない文字は、抹消してください。
 2 要保護者割合は、実施人員に対する割合としてください。
 3 検査項目別人員は、健康診断の検査項目の数に応じて適宜増減できます。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

改正前	改正後
様式第11号 (第40条関係) [略]	様式第11号 (第40条関係) [略]

職員療養報告書

[略]

様式第 14 号 (第 41 条関係)

診 断 書

[略]		
就業の可否及び注意事項	(1) 就業の可否 (該当を○で囲む。)	(2) 就業上の注意事項 (なるべく詳細に記載すること。)
	ア 通常勤務に耐えられる。 イ 軽度の勤務には差し支えない。(安静 度) ウ 就業不可 今後 年 月間療養を要する。(安静 度)	
[略]		

[略]

職員療養 (継続) 報告書

[略]

様式第 14 号 (第 41 条関係)

診 断 書

[略]		
就業の可否及び注意事項	(1) 就業の可否 (該当を○で囲み、期日等を記載してください。)	(2) 就業可の場合の就業上の注意事項 (勤務時間、業務量、業務内容等を詳細に記載してください。)
	ア 就業可 (年 月 日から) イ 就業不可 今後 年 月間療養を要する。	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 14 号の 2 (第 41 条関係)

(表)

診 断 書

住 所					
氏 名		生年 月日	年 月 日生 (歳)	性 別	男・女
診 断	主たる 病 名	※ ICD-10 の分類コード ()		発病年月日	年 月 日
	従たる 病 名	※ ICD-10 の分類コード ()		発病年月日	年 月 日
就業の可否 及び注意事 項	就業の可否 (該当を○で囲み、期日等を記載してください。)				
	就業可 (年 月 日から)		就業不可 (今後 年 月間療養を要する)		
就業可の場合の就業上の注意事項	※ 勤務時間、業務量、業務内容等を詳細に記載してください。				
参考事項					

本書（裏面を含む。）のとおり診断する。
 年 月 日

所在地 〒
 医療機関名
 医師名 ㊞ 電話

(A4)

(裏)

家族歴と現在の同居状況	(父) (祖父母) (母) (祖父母)
	(兄弟・姉妹) (子・孫)
	(その他) (配偶者) 婚姻
	年 月 日
既往歴	[疾病及び外傷]
	[性格、知能]
	[飲酒、喫煙]
	[生活史]
	[教育史・校歴]
現病歴	
発病時の状況	※ 今回エピソード発症時の状況を記載してください。 なお、今回のエピソードの契機となったライフイベントが存在するようでしたら併せて記載してください。
症状と治療の経過	※ 薬物療法に関しては、診断書記載時に投薬している処方のうち、現在、精神疾患に関連する処方内容すべて（食後薬、就眠時薬、頓服、各薬物の1日量、内服方法等）を記載してください。 なお、他院での投薬内容までは、必要ありません。
現在の症状	
予後	※ 治療の状況、ストレス脆弱性の残存状況、特異的なストレス脆弱性の有無等を記載してください。

備考 病名欄の括弧内には、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正）の分類コードを記載してください。

改正前		改正後	
様式第 18 号 (第 43 条関係)		様式第 18 号 (第 43 条関係)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
健康診断 実施責任 者(審査 会)の判 定	[略] 1～5 [略] 6 <u>健康</u> (D3)	健康診断 実施責任 者(審査 会)の判 定	[略] 1～5 [略] 6 <u>保護措置不要</u> (D3)
保護措置	1～5 [略] 6 <u>健康</u> (D3)	保護措置	1～5 [略] 6 <u>保護措置不要</u> (D3)
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

様式第 19 号を次のように改める。

様式第 19 号 削除

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の医療局企業職員安全衛生管理規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出する診断書等について適用し、同日前に提出した診断書等については、なお従前の例による。